

### 新小学1年生を対象に 就学時健康診断を実施します

30年4月に小学校へ入学予定の児童を対象に、健康診断を実施します。

対象者には通知書を送付し

学校名	電話	実施日
第一小学校	471・0014	10月18日(水)
第二小学校	471・0134	10月20日(金)
第三小学校	471・0104	10月12日(木)
第五小学校	461・5843	10月6日(金)
第六小学校	471・5370	10月26日(木)
第七小学校	471・0114	10月11日(水)
第九小学校	471・7548	10月4日(水)
第十小学校	473・9196	11月7日(火)
小山小学校	474・1691	10月13日(金)
神宝小学校	474・4108	10月24日(火)
南町小学校	461・2662	10月25日(水)
本村小学校	474・0404	11月2日(木)
下里小学校	473・7117	10月10日(火)

30年4月に小学校へ入学予定の児童を対象に、健康診断を実施します。対象者には通知書を送付し、10月4日(水)～11月7日(火)の日程で実施します。



### 新しいマル乳・マル子医療証 を送付します

現在、乳幼児医療費助成(マル乳・義務教育就学児医療費助成(マル子)の医療証をお持ちで、現況届を提出する必要がある方、または現況届を提出済みの方には、10月1日(日)から使用する医療証を9月下旬に送付します。

### 義務教育就学児医療費助成 所得制限限度額表(29年10月以降)

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額です。判定は所得額で行い、収入額は用いません。※年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に換算します。※所得制限額に算入する金額  
◎老人扶養親族1人につき 6万円  
◎6人目以降1人増すごとに 38万円  
※所得額から控除できる金額  
◎社会保険料相当額 一律8万円  
◎雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額 (普通)27万円 (特別)40万円  
◎障害者控除額 (普通)27万円 (特別)35万円  
◎寡婦(夫)控除額 (普通)27万円 (特別)35万円  
◎勤労学生控除額 27万円

### 私立幼稚園等就園奨励費・ 保護者補助金の 申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など(学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設)に通園させている保護者を対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」と「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。

### 就学援助費の申請は お済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校で掛かる費用が大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

【対象となる家庭】この制度を受けるには、お子さんと同居する方全員が次のいずれかに該当している必要があります。  
①生活保護の停止または廃止を受けた方  
②29年度市民税が非課税または減免の方  
③個人事業税が減免の方  
④固定資産税が減免の方  
⑤国民年金の掛け金が減免の方  
⑥国民健康保険税が減免の方  
⑦児童扶養手当の支給を受けている方  
⑧生計を一にする全員の収入金額(28年分)が認定基準以下の方  
詳しくは同課学事係 ☎470・7779へ。

### 9月は障害者雇用支援月間 です

第18回障害者雇用促進パネル展  
障害者就労相談コーナーを設置します

市では、障害者雇用についての理解と協力を深めていただくために、毎年、パネル展を開催しています。今年も9月中旬に申請をさせていただきます。申請書は児童青少年課(市役所2階)で配布します。ぜひ、ご来場ください。

【日時】9月6日(水)～8日(金)のいずれも午前9時～午後4時(6日は午前11時から)  
【会場】市役所1階屋内ひろば・市民プラザホール  
詳しくは同課 ☎470・7736へ。

### 障害者サービス

### 日中一時支援事業・移動支援事業のご案内

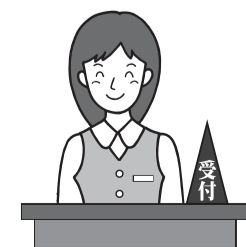
【対象】身体・知的・精神の障害者(18歳未満の方は、知的・精神の障害が確認できる診断書でも可)

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。



【利用者負担額】30分につき80円(両上肢および両下肢、または体幹に1級の障害がある方、および身体介護ありと判断された方は、30分につき150円、非課税世帯は無料) どちらの事業も、利用期間は、申請日から最初に到達する9月30日までです。申請には、障害者手帳と認め印を持参の上、障害福祉課(市役所1階)へお越しください。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

【移動支援事業】移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者・児の余暇活動などの社会参加のための外出を支援するものです。ひと月に利用できる時間は、小学生が10時間、中学生以上が20時間、7月～9月の夏季期間は小学・高校生の利用時間を10時間拡大しています。視覚障害の方は、同行援護サービスを利用できない場合に限り、ひと月30時間まで利用できます。

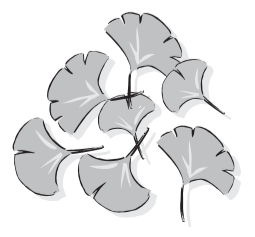
### さいわい福祉センター点訳 講習会(初級)を開催します

【日時】全6回、10月6日～11月17日の毎週金曜日、午前10時～正午

【会場】さいわい福祉センター

【定員】20人(定員に満たない場合は、中止になることがあります)

【講師】飯田三つ男氏



【費用】教材費(古字練習帳・テキスト)2700円程度  
申し込みと詳しくは9月11日(月)～15日(金)の午前9時～午後5時半に同センター ☎477・2711へ。